（別紙）

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

１　特定事業所集中減算について

　　正当な理由なく、毎年度２回の判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、対象となるサービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）のいずれかで、同一法人が開設する事業者によって提供されたものの占める割合が８０％を超えている場合には、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が１月２００単位／件の減算となります。

２　判定様式について

　（１）別添様式（以下「判定様式」という。）により判定するものとします。

　（２）判定様式については、判定結果に関わらず、判定期間後の減算適用期間が完結してから５年間保存してください（実地指導で確認する場合があります。）。

　（３）判定様式については、橋本市のホームページからダウンロードできます。

３　判定期間、市への報告期限、減算適用期間

　（１）判定については、毎年度２回（前期及び後期）行います。

　（２）判定期間が前期の場合は９月１５日まで、判定期間が後期の場合は３月１５日までに、すべての居宅介護支援事業者は、判定様式により判定を行い、判定の結果が８０％を超えた場合は、判定様式を提出してください。

　　※新規指定を受けた居宅介護支援事業所については、判定の結果に関わらず、指定を受けた年月日が属する判定期間の判定様式を提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 判定期間 | 市への報告期限 | 減算適用期間 |
| 前期 | ３月１日から８月末日まで | ９月１５日まで | １０月１日から３月３１日まで |
| 後期 | ９月１日から２月末日まで | ３月１５日まで | ４月１日から９月３０日まで |

　※報告期限が土日祝日の場合は、市の翌開庁日まで

４　提出先、提出部数

　　提出先　：橋本市　健康福祉部　介護保険課　介護保険係

　　提出部数：２部（１部は控えとして押印のうえ返却します。）

５　具体的な計算式

　　対象となるそれぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が８０％を超えた場合に減算となります。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置づけた計画数

　　※「紹介率最高法人」・・・最も多く居宅サービス計画に位置づけられている法人

６　正当な理由について

　　８０％を超えたことについて「正当な理由」がある場合については、判定様式に当該理由を記載してください。次の（１）～（５）のいずれかに該当する場合は、「正当な理由」があるものとして、特定事業所集中減算の対象外とします。

　　なお、正当な理由がない場合は、判定様式に加えて、以下２点の書類も提出してください。

①介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉

　【正当な理由】

　（１）　居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となる訪問介護等のサービス事業所が、サービス種類ごとで見た場合に５事業所未満である場合。

　　　事業所数については、（前期：３月１日現在、後期：９月１日現在）で判断する。

　（２）判定期間の１月あたりの平均居宅サービス計画数（給付管理を行った件数）が２０件以下である場合。

　（３）判定期間の１月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が１月当たり平均１０件以下である場合。

　（４）利用者の希望等を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合。

　　　　正当な理由が（４）によるときは、当該理由を記載するほか、居宅サービス計画を作成する際の利用者への訪問介護等のサービス事業所の紹介方法も併せて判定様式の正当な理由の欄などにして記載してください。

　　　　この場合、利用者が訪問介護等のサービス事業所を選択・決定する際に、適切に訪問介護等のサービスが選択・決定されたことがわかる書面【挙証資料】（利用者が当該訪問介護等のサービス事業所を選択した理由等が記載されており、利用者の署名・捺印があること）の写しを必ず提出してください（提出された挙証資料の内容によっては、挙証資料の追加提出を求めたり、個別のヒアリング等を実施する場合があります）。

　　　　利用者の心身の状態等から利用者自身が署名・捺印することが困難である場合は、当該利用者の家族等の署名・捺印で差し支えありませんが、利用者の家族等が署名・捺印した理由を記載してください。

　　　　また、既に契約が終了した利用者についての挙証資料の提出は不要ですが、判定期間の利用者全員の一覧表を作成し、当該利用者名の横に“契約終了年月日”を記載のうえ提出してください。

　（５）休廃止した居宅介護支援事業所から、判定期間内において、利用者の引継が行われた居宅介護支援事業所。

　　　　なお、当該引継の結果、８０％を超えた場合に減算の対象外とする趣旨であるため、当該引継に関係なく８０％を超えている場合は、他に正当な理由がなければ減算の対象となるので注意すること。

７　正当な理由の取扱いについて

　　「正当な理由」の取扱いについては、今後変更する場合があり、取扱いを変更した場合は、追って各指定居宅介護支援事業所開設者あてに通知します。